

宮崎県において資源管理を行うための方針（新旧対照表）

変更後	変更前
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況 本県の水産業は、令和元年の生産量で約11万トン、生産額で約 323億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は 950経営体（漁業センサス2018）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定水産資源以外の水産資源 特定水産資源以外の水産資源については、宮崎県資源評価委員会による資源評価を踏まえて、資源管理の具体的かつ効果的な措置を定めて実行するなどP D C Aサイクルによる効果的な資源管理を行うとともに資源管理の強化が必要な魚種については、これまでの資源評価結果や産業的重要性、<u>国の資源評価対象魚種の拡大等を踏まえて、及び資源管理の提言に応じた栽培漁業や漁場整備などの水産資源の回復を促進する関連施策を強化するものとする。</u> また、当該水産資源の採捕をする者による協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。 さらに、当該協定に基づき報告される情報を活用して、<u>より精度の高い資源評価ができるよう努めることとする。</u> <u>なお、本方針に定めのない水産資源についてもモニタリングに努め、その結果に基づき新たな対象魚種として検討することとする。</u></p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況 本県の水産業は、令和元年の生産量で約11万トン、生産額で約 323億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は 950経営体（漁業センサス2018）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定水産資源以外の水産資源 特定水産資源以外の水産資源については、宮崎県資源評価委員会による資源評価及び資源管理の提言を踏まえて、資源管理の具体的かつ効果的な措置を定めて実行するなどP D C Aサイクルによる効果的な資源管理を行うものとする。 また、当該水産資源の採捕をする者による協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。 さらに、当該協定に基づき報告される情報を活用して、精度の高い資源評価ができるよう努めることとする。</p>

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) (略)

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) (略)

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 その他の関連施策との連携強化

水産資源の増殖を促進するため、水産資源の生活史に対応した増殖場の整備への重点化を図るとともに、マウンド礁の造成や海底耕うんなどにより日向灘海域の基礎生産力の向上を図ることとする。

また、種苗の生産及び放流（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するとともに、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。なお、当該検証の結果、放流方法等に改善の余地がなくその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。一方、海洋環境条件の悪化等の理由で種苗放流等を休止している当該水産資源については、海洋環境条件の好転等に応じて再開を検討することとする。

さらに、漁業者が取り組む資源管理や栽培漁業の効果を向上させる漁場保全活動を促進するとともに、県民の資源管理に関する意識醸成を推進することとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) (略)

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) (略)

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗の生産及び放流（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するとともに、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 (略)

第7 (略)

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

1 特定水産資源は、下記の7種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙1のとおりとする。

まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群。

2 特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)のうち国際的な枠組みにおいて漁獲可能量による管理手法以外の資源管理措置が導入されている国際資源は、下記の4種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙2のとおりとする。

めばち中西部太平洋条約海域、かつお中西部太平洋条約海域、きはだ中西部太平洋条約海域、びんなが北西太平洋海域。

3 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている下記14種の具体的な資源管理方針は、別紙3のとおりとする。

あまだい類太平洋中・南部海域、かさご宮崎県海域、さばふぐ類宮崎県海域、まだい太平洋南部海域、さわら瀬戸内海系群、おおにべ宮崎県海域、しいら太平洋中・南部海域、いせえび太平洋中南部海域、かます類太平洋中・南部海域、ひらめ太平洋南部海域、くるまえび宮崎県海域、あおめえそ類太平洋中南部海域、あおりいか宮崎県海域、いわししらす宮崎県海域。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まいわしまき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

4 (略)

第7 (略)

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

1 特定水産資源は、まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群の計7種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙1のとおりとする。

(新設)

2 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている魚種ごとの具体的な資源管理方針は、別に定める。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まいわしまき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）は、参入しない。）

2 (略)

第3～第4

(略)

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まあじまき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

2 (略)

第3～第4

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

2 (略)

第3～第4

(略)

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まあじまき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

2 (略)

第3～第4

(略)

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第37号1(2)及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号1(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそ

(略)

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第37号1(2)及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号1(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそ

れがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の
休日は、参入しない。

2 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の
休日は、参入しない。

3 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の
休日は、参入しない。

4 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

れがなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

2 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

3 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

4 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

5 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

第3～第5

(略)

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

5 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

第3～第5

(略)

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

2 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

3 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

4 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）

(1) (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

2 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

3 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

4 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

第3～第5

(略)

(別紙1-5)

(略)

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

第3～第5

(略)

(別紙1-5)

(略)

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、参入しない。）

2 (略)

第3～第4

(略)

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-1)

第1 水産資源

めばち中西部太平洋条約海域

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-2)

第1 水産資源

かつお中西部太平洋条約海域

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認めるときは、この限りでない。）

2 (略)

第3～第4

(略)

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(新設)

特になし

(別紙2-3)

第1 水産資源

きはだ中西部太平洋条約海域

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-4)

第1 水産資源

びんなが北西太平洋海域

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-1)

第1 水産資源

あまだい類太平洋中・南部海域（あかあまだい及びしろあまだい）

第2 資源管理の方向性

本資源を対象とするあまだい延縄漁業においては、漁獲量の総量による管理を行い、宮崎海域あまだい類の資源回復計画を開始した平成28年を基準年とし、令和8年までに資源量80トンから約35パーセント増(107トン)にまで回復させることで、漁獲量13トンの約80パーセント増(23トン程度)を目指す。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2期宮崎海域あまだい類の資源回復計画（令和3年3月31日策定）に基づく禁漁期の設定、漁具制限（活餌使用禁止措置を含む）や種苗放流の取組を実施する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙3-2）

第1 水産資源

かさご宮崎県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和8年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

遊漁者も含め全長18センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく（令和2年3月30日付け宮崎海区漁業調整委員会指示第129号）。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙3-3）

第1 水産資源

さばふぐ類宮崎県海域（しろさばふぐ及びくろさばふぐ）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増

加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-4)

第1 水産資源

まだい太平洋南部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和8年までに、中位以上とすることを旨とする。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

生育環境条件が改善したと判断された際には、種苗放流等の資源管理措置の強化について検討する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-5)

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位の資源水準を維持する。なお、

MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-6)

第1 水産資源

おおにべ宮崎県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-7)

第1 水産資源

しいら太平洋中・南部海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合に

は、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-8)

第1 水産資源

いせえび太平洋中南部海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

加入量増大及び生残率の向上を目的とした藻場の造成及び増殖場の造成、成長漁獲に必要な措置（漁獲制限の大きさ（再放流の大きさ）の拡大、使用反数の削減等）の設定並びに合理的な操業を図るための取組（共同操業や輪番制の導入等）を実施する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-9)

第1 水産資源

かます類太平洋中・南部海域（あかかます及びやまとかます）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、

国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-10)

第1 水産資源

ひらめ太平洋南部海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増加とすることを目指す。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県栽培漁業基本計画に基づき、種苗放流を継続し、小型魚の保護（再放流）の取組を実施する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-11)

第1 水産資源

くるまえび宮崎県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増

加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

生育環境条件を改善するための海底耕うんの実施や種苗放流等の資源管理措置の強化について検討する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-12)

第1 水産資源

あおめえそ類太平洋中南部海域（あおめえそ及びともめひかり）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、国の資源評価調査報告書において海域全体の資源状況等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-13)

第1 水産資源

あおりいか宮崎県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合に

は、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

イカ柴や増殖礁の投入により産卵場を造成するなど、一定の産卵量を保護する取組を実施を検討する。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙3-14)

第1 水産資源

いわししらす宮崎県海域（宮崎県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし及びうるめいわしのしらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

現在、本資源の資源評価は行われていないため、いわし類成魚の資源状況等に留意しながら、資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を2,000トン程度に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

国の資源管理基本方針において、宮崎県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし及びうるめいわしのしらすについて、資源管理の目標等が定められた場合には、関連する水産資源として、資源管理の方向性や資源管理の取組について、見直すこととする。